

別表1 保育料等補助金<税額による補助金の階層区分及び補助限度額>

ア 新制度移行園

毎年度納付する園則上の特定負担額が対象。ただし、満3歳児クラス正式入園前の2歳児については保育料（相当額）も対象

イ 従来制度園

施設等利用給付（無償化事業給付金）上限の25,700円/月を超える保育料及び毎年度納付する園則上のその他納付金（実費徴収分を除く。）が対象。ただし、下記表で6,500円に該当する場合、その他納付金は補助上限額が4,700円/月となります。

※ 認定こども園の2号認定枠利用の場合は、対象外となります。

※ 満3歳児クラスに在籍する2歳児については、下記表に25,700円(新制度園は保育料相当額のみ補助対象)を上乗せ

| 市民税の所得割課税額（補助基準額）による階層区分 | | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 | | |
|--------------------------|--------------------------------------|---------|---------|-------|---------|--|
| 1 | 生活保護世帯 第2階層のうちひとり親世帯等 | 10,900円 | | | | |
| 2 | 市民税非課税・所得割非課税世帯 第3階層のうちひとり親世帯等 | 7,900円 | 10,900円 | | | |
| 3 | 市民税所得割課税額77,100円以下 （年収目安360万円以下） | 6,500円 | | | | |
| 4 | 市民税所得割課税額211,200円以下 （年収目安680万円以下） | | | | 10,300円 | |
| 5 | 市民税所得割課税額256,300円以下 （年収目安730万円以下） | | | | 9,700円 | |
| 6 | 第5階層以上の世帯 | | | | | |

ウ 幼稚園類似の幼児施設

保育料及び毎年度納付する園則上のその他納付金（実費徴収分を除く）が対象。ただし、下記表で32,200円に該当する場合、その他納付金は補助上限額が11,200円/月となります。

※ 幼稚園類似の幼児施設は施設等利用給付（無償化事業給付金）対象外施設となります。

| 市民税の所得割課税額（補助基準額）による階層区分 | | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 | | |
|--------------------------|--------------------------------------|---------|---------|-------|---------|--|
| 1 | 生活保護世帯 第2階層のうちひとり親世帯等 | 36,600円 | | | | |
| 2 | 市民税非課税・所得割非課税世帯 第3階層のうちひとり親世帯等 | 33,600円 | 36,600円 | | | |
| 3 | 市民税所得割課税額77,100円以下 （年収目安360万円以下） | 32,200円 | | | | |
| 4 | 市民税所得割課税額211,200円以下 （年収目安680万円以下） | | | | 36,000円 | |
| 5 | 市民税所得割課税額256,300円以下 （年収目安730万円以下） | | | | 35,400円 | |
| 6 | 第5階層以上の世帯 | | | | | |

ひとり親世帯等について

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ・その他三鷹市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

注意1 階層区分について、毎年9月に課税年度の切り替えを行います。

注意2 多子の数え方について

令和5年9月まで：原則小学校3年生までの兄・姉をきょうだい（生計を一にする者に限る）としてカウント

令和5年10月から：兄・姉の年齢を問わずきょうだい（生計を一にする者に限る）としてカウント